

令和6年度 近畿地方整備局(港湾空港関係) 総合評価落札方式の新たな取り組み

令和6年3月25日

近畿地方整備局 港湾空港部





資料構成

1. 総合評価落札方式等運用ガイドライン(港湾空港関係)の一部改定について …	2
2. 総合評価落札方式の新たな取り組みについて	7
2-1 令和6年度の総合評価落札方式における取組方針	8
2-2 ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組	9
2-3 主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)	11
2-4 特定JVの代表者以外の構成員の参加要件の緩和	12
2-5 配置予定技術者の実績要件の配点基準の緩和	13
2-6 地元企業活用審査型JV工事の試行(JV工事への拡大)	14
2-7 作業船保有状況の評価における加点評価の見直しについて	15
2-8 「オーバースペック等」の一部項目の見直し	16
3. 入札契約制度における「風通しの良い」 発注者・受注者の双方向性の確保に向けて	19
3-1 技術提案の効果確認の取り組みについて	20
3-2 各種業界団体との勉強会の開催	23



1. 総合評価落札方式等運用ガイドライン（港湾空港関係） の一部改定について【工事・業務】



1. 『港湾空港工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン』を8年ぶりに改訂

1-1. 評価手法の改善、廃止を目的とした

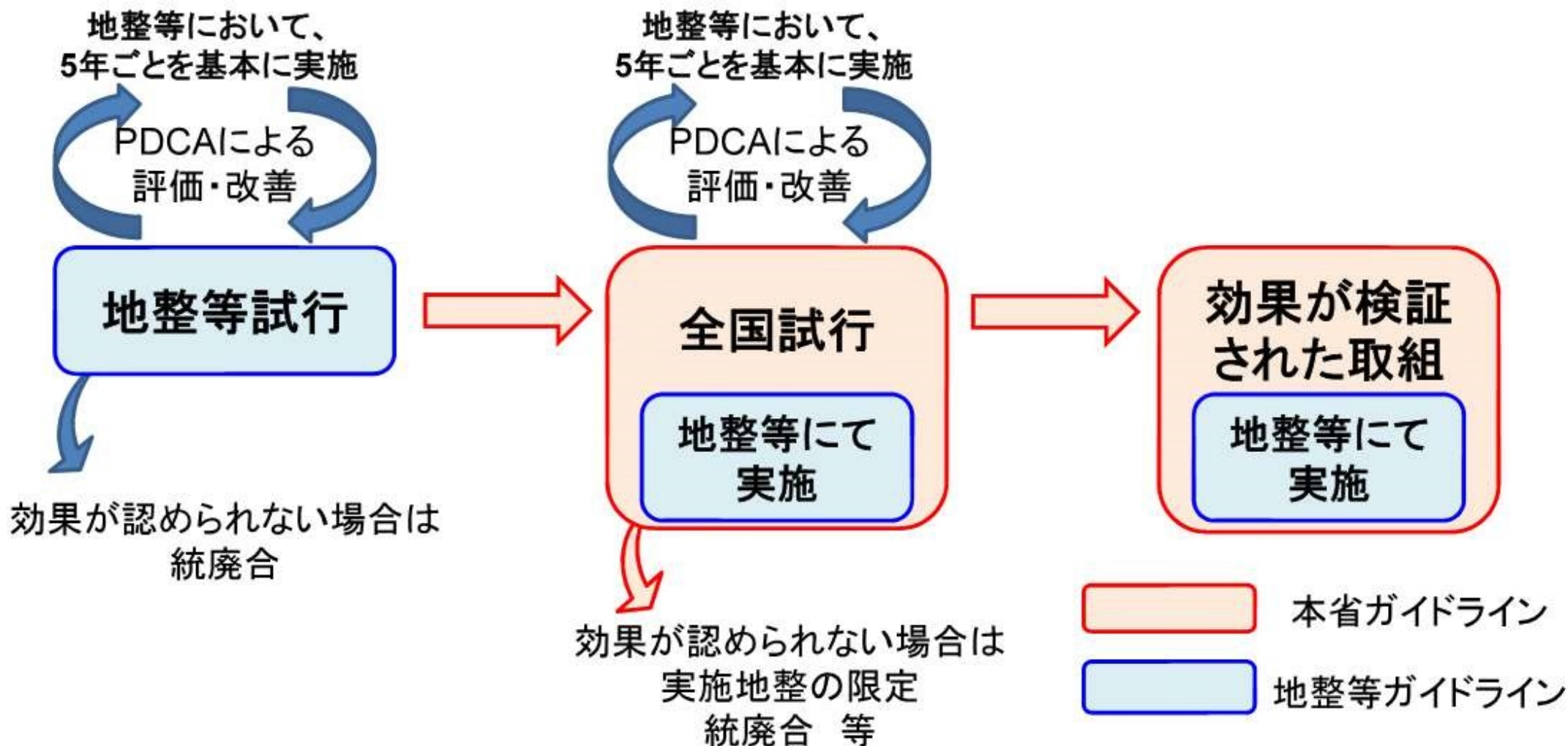
⇒ 5年間のPDCA（計画・実行・評価・改善）
サイクルを導入

1-2. 前回（2015年）策定以降に導入した 評価手法を追加 ※NEWはこの後ご説明



港湾空港工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン

○試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、全国試行への移行、継続検証、見直し、統廃合等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入。





1-1-1. 近畿地方整備局（港湾）での主な試行

【工事】

- ① 「通信設備チャレンジ型」
R4（1件：2者/件）⇒R5（4件：2.75者/件）
- ② 「海洋環境活動団体の支援を評価項目」
- ③ 「地元企業活用審査型総合評価落札方式」
⇒ R6年度から適用を拡大（後ほど詳しく）



1-1-2. 近畿地方整備局（港湾）での主な試行

【業務】

- ① 「業務チャレンジ型（業務能力重視型）」
R4（7件：1.85者/件）⇒R5（5件：3.4者/件）



2. 総合評価落札方式の新たな取り組みについて



2-1 令和6年度の総合評価落札方式における取組方針

「働き方改革」「担い手育成・確保」「生産性の向上」の3本柱

	働き方改革	担い手育成・確保	生産性の向上
新規	① ワーク・ライフ・バランス 等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組の対象を港湾土木工事A等級の工事及び技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注に拡大（工事）	② 若手技術者登用促進型 （工事）の更なる適用拡大 ③ 甲型特定JVの代表者以外の構成員企業に関する競争参加資格の緩和を実施（工事） ④ 配置予定技術者の同種工事の加点評価の対象を拡大（工事） ⑤ 「 地元企業活用審査型JV工事 」を新設（工事） ⑥ 作業船評価の対象を拡大（工事）	⑦ 「オーバースペック等」の項目のうち浚渫・床掘における「スイング掘削に関する提案」「汚濁防止枠（中間拡幅枠）設置に関する提案」については「標準的な項目」として今後は評価対象外とし、新たなテーマ設定に基づく技術提案の創出を募る（工事）
継続	「施工能力評価型I型」での発注を拡大し負担軽減を図る。（工事） 「施工能力評価型I型：施工計画重視型」について工程計画の提出を廃止し負担軽減を図る（工事）	「港湾潜水技士（特別又は1級）」の保有を加点対象とする。（工事） 地元作業船活用に対する加点評価を行う試行工事の実施（工事） 海外インフラプロジェクト技術者の加点評価（工事、業務）など	「オーバースペック等」の項目のうち「グラブバケットの形状に関する提案」等を評価対象とし効率的な施工方法の技術提案の創出（工事）



2-2 ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組(1/2)

港湾土木工事(WTO政府調達対象事業)の工事を対象に、段階的選抜方式を適用する総合評価落札方式において、ワークライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワークライフ・バランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という)を実施してきたところである。

令和6年4月1日以降に公告を開始する案件から、本取組の対象を総合評価落札方式の港湾土木工事A等級の工事及び技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注に拡大することとする。

【対象工事】

港湾土木工事A等級及びWTO対象の工事

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

<配点例1> ※5

港湾土木工事A等級の工事

港湾土木工事の段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事

段階的選抜方式を適用する技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

<配点例2> ※6

港湾土木工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事

段階的選抜方式を適用しない技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

評価項目		評価基準	配点
企業の 能力等	その他 の自由 設定項 目	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	企業の能力等の 合計配点の2.5 ～5.0%

評価項目		評価基準	配点
ワーク・ライフ・ バランス等を推進 する企業として法 令に基づく認定を 受けた企業その他 これに準ずる企業 等		次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	技術提案の配点 の0.5%以上の 整数

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階的選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。この場合、総合評価段階での評価は行わない。

※5 本評価による配点例1のケースの配点は、企業の能力等の「過去〇年間の同種工事実績」もしくは「その他の自由設定項目」のいずれかから行うものとする。この際「過去〇年間の同種工事実績」と「その他の自由設定項目」の合計配点数の変更は行わないものとする。ただし、配点についてこれによりがたい場合は地域の実情や各局の運用状況に応じ適切に設定することを妨げない。

※6 本評価による配点例2のケースの配点は、技術提案の評価項目とは別に設定するものとする。



2-2 ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組(2/2)

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

◆工事における配点内訳について(R6d) ※作業船を使用する工事

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		S型	SI型	SII型	I型	I型	II型
		WTO	標準	標準	施工計画重視型	標準型	
技術提案	技術提案(テーマ)	60	40	30	-	-	-
	施工計画	-	-	-	20	可・否	
企業の能力等	実績、成績、表彰等		13	7	7	14	14
	WLB(港湾土木工事A等級)	-	0.5	-	-	-	-
	配点		(13.5) Max10	(7.0) 7	(7.0) 7	(14.0) 14	(14.0) 14
配置予定技術者の能力	実績、成績、表彰等	-	10	7	7	14	14
社会・地域貢献	作業船保有状況等			9	9	18	18
	WLB(港湾土木工事A等級)	-	-	0.5	0.5	1	1
	配点			(9.5) MAX6	(9.5) MAX6	(19.0) MAX12	(19.0) MAX12
合計		(60.0) 60	(63.5) 60	(53.5) 50	(43.5) 40	(47.0) 40	(47.0) 40
賃上げを実施する企業に対する加点		4	4	3	3	3	3
WLB(港湾土木工事)		1	-	-	-	-	-



2-3 主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)

■背景

- 建設業における若手技術者の活躍に向け、平成30年度から若手技術者登用促進型(工事)を実施してきたところ。
- 一方、昨今の担い手不足や技術者の高齢化、受注機会の減少等に起因し、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少といった課題も顕在化している状況である。
- 主任(監理)技術者や現場代理人として経験を有さない技術者の育成機会の創出のため、年齢要件の撤廃など、若手技術者登用促進型(工事)の実施内容を改正し、取り組むこととした。

■実施概要

【対象案件】

原則、全発注工事案件(競争参加者が選択できる。)

【技術者の要件】

① 技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

② 主任(監理)技術者等未経験者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係に限る)の施工経験を持たないこと。

■総合評価落札方式の評価方法等

	評価等の項目	主任(監理)技術者等未経験者	技術指導者
競争参加要件	資格	○	○
	施工経験		○
総合評価での加点	施工経験		○
	成績		○
	資格		○
	表彰等		○



2-4 特定JVの代表者以外の構成員の参加要件の緩和

(競争参加資格の一部緩和)

競争参加者が**甲型特定JVである場合は、代表者以外の構成員の企業に対して同種工事の数量要件は課さない。**
 また、代表者以外の構成員の技術者に対して**同種工事の施工経験は求めない。**
 競争参加者が甲型特定JVである場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。
 (契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。)

～平成26年3月迄

平成26年3月～平成27年12月迄

平成27年3月～平成30年3月迄

平成30年4月以降公告～

令和6年4月以降公告～

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同上

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	施工経験は求めない

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	同種工事の施工実績(数量要件は課さない)
技術者	施工経験は求めない

【参考事例】浚渫工事の設定例

<工事内容> 計画水深-16m、計画浚渫土量125,000m³のグラブ浚渫船による航路等の浚渫工事

● 特定JVの代表者以外の構成員

(現行) グラブ浚渫船による航路、航路・泊地、泊地又は開発保全航路における浚渫工事で、次に掲げるa)及びb)の要件を満たす施工実績を有すること。

a) 計画土量**43,000m³以上/件**を施工した工事

b) 計画水深**-5m以深**を施工した工事

※上記a)及びb)は同一工事の施工実績とする。ただし、a)の計画土量はb)を満足する土量とする。

数量要件(計画土量)は課さない

(緩和) グラブ浚渫船による航路、航路・泊地、泊地又は開発保全航路における浚渫工事で、計画水深**-5m以深**を施工した工事の実績を有すること。



2-5 配置予定技術者の同種工事の配点基準の緩和

総合評価時の配置予定技術者に求める「同種性の高い」工事の施工経験にかかる数量要件を求めないことで、小規模工事での監理(主任)技術者あるいは現場代理人の施工経験も配点対象とし、競争性の改善と担い手育成・確保に努めるよう配置予定技術者の同種工事の配点基準の緩和を図る。

■実施概要

現場代理人として従事した工事の経験について、監理(主任)技術者経験と同等の加点対象とするとともに、**監理(主任)技術者あるいは現場代理人の数量要件を求めない施工経験も配点対象(1/2評価)**とする。

【現 行】

	監理(主任)技術者経験	現場代理人経験	担当技術者経験
より同種性の高い工事 (数量要件あり)	2 (4)	2 (4)	1 (2)
同種性の高い工事 (数量要件あり)	1 (2)	1 (2)	0.5 (1)
同種性が認められる工事 (数量要件なし)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※上段:2点満点時、下段()内:4点満点時

【緩 和】

	監理(主任)技術者経験	現場代理人経験	担当技術者経験
より同種性の高い工事 (数量要件あり)	2 (4)	2 (4)	1 (2)
同種性が認められる工事 (数量要件なし)	1 (2)	1 (2)	0.5 (1)

※上段:2点満点時、下段()内:4点満点時

※ 現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、同種工事の施工経験で競争参加資格として求める資格を有し従事した場合に限る。

※ 国土交通省又は他省庁発注工事の施工実績を優位に評価し、その他の工事の施工実績は、その評価の概ね1/2程度とする(例:0.5×1/2=0.25点)。但し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項に定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。



2-6 地元企業活用審査型JV工事の試行(JV工事への拡大)

◆地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、**予定価格が5億円以上8.1億円※(WTO)未満の港湾土木工事**において**甲型特定JVでの参加を可能とする**とともに、**地元中小企業を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。** ※令和6年4月1日契約案件より

【概要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて**加点評価を行う試行工事。**

(2) 対象工事

- ・港湾土木工事 A 等級
- ・予定金額が5億円以上8.1億円※(WTO)未満
※令和6年4月1日契約案件より

(3) 評価項目

地元中小企業※(近畿管内に本店を有する中小企業)項目として下記を設定。

※対象工事が港湾土木 A 等級のため、A(中小)が対象

①地元中小企業の出資比率

②施工体制

(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)

③技術提案または施工計画

④企業の能力等

⑤技術者の能力

⑥社会・地域貢献

(5) 配点割合

下記を標準とする(施工計画重視型の場合)

(作業船ありの場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制 評価点 30点	加算点 最大43点 賃上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)	
		地元中小企業評価点 最大6点		
地元中小企業 評価点 6点	企業の 能力等 5点	技術者の 能力等 5点	地域 貢献 4点	施工計画 20点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

地元中小企業が単体、代表者として申請を行った場合も加点対象とする。

- ・地元中小企業の出資比率
(施工計画重視型の場合：最大6点)
→出資比率に応じて加点。

評価基準		配点	
地元中小企業(単体、代表者が地元企業の場合も含む)の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上	6点	6点
	地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
	地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	
	地元中小企業出資比率30%未満	0点	



2-7 近畿地方整備局(港湾空港関係)「作業船評価」の見直し

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の財産の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきた。作業船保有企業へも安定した工事量を確保するため、作業船の分類に応じた評価点の見直しを行う。

■実施概要

当該工事に使用する作業船^(注1)に限り評価する。なお、作業船を専ら「付属作業船」^(注2)として使用する場合は総合評価における加点評価を明確にする(専ら「主作業船」^(注2)として使用する場合は概ね1/2程度)。

注1: 当該工事に使用する以下の作業船に限り評価する。

- ①ポンプ浚渫船 ②グラブ浚渫船 ③バックホウ浚渫船 ④リクレーマ船 ⑤バージアンローダ船 ⑥空気圧送船 ⑦旋回起重機船
 ⑧固定起重機船 ⑨クレーン付台船 ⑩杭打船 ⑪コンクリートミキサー船 ⑫ケーソン製作用台船 ⑬深層混合処理船 ⑭サンドドレーン船
 ⑮サンドコンパクション船

注2: 作業船の分類は、「(一社)日本作業船協会による作業船の分類」を参照

技術評価項目		評価基準	配点	M a x 5 点	
作業船保有状況	保有形態	自社保有又は共有(保有・保険支払比率50%以上)	2点(1点)		
		共有(保有・保険支払比率20%以上50%未満)	1点(0.5点)		
		共有(保有・保険支払比率20%未満)	0.5点(0.25点)		
	新造(平成22年7月以降に建造し、環境基準達成(平成22年改正後)しているもの)	出資持ち分比率50%以上	3点(1.5点)		
		出資持ち分比率20%以上50%未満	1.5点(0.75点)		
		出資持ち分比率20%未満	0.75点(0.37点)		
	環境性能	環境基準達成(平成22年改正後)	出資持ち分比率50%以上		2点(1点)
			出資持ち分比率20%以上50%未満		1点(0.5点)
			出資持ち分比率20%未満		0.5点(0.25点)
		環境基準達成(平成22年改正前)	出資持ち分比率50%以上	1点(0.5点)	
出資持ち分比率20%以上50%未満			0.5点(0.25点)		
出資持ち分比率20%未満			0.25点(0.12点)		
環境基準未達成		0点			

※()は、専ら「付属作業船」として使用する場合



2-8 「オーバースペック等」の一部項目の見直し(1/2)

工事の総合評価方式における技術提案については、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」において、オーバースペック、標準的項目及び承諾が必要な項目の3項目に分類し、評価しない技術提案の事例を公表している。

オーバースペック等の理由により評価しない 技術提案の事例の公表について (総合評価落札方式)

国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式を適用する工事において、評価しない技術提案の事例を公表します。

なお、本事例に記載がないものでも、オーバースペック等と判定し、評価しない場合があります。

また、個別の工事においても、評価しない項目について、入札説明書等で示している場合がありますので、併せてご確認ください。

令和5年3月

近畿地方整備局 港湾空港部

オーバースペック等

オーバースペック

「オーバースペック」を含む提案は、提案そのものが評価されません。

標準的項目

「標準的項目」を含む提案は、「標準的項目」は評価されませんが、その他の内容は評価の対象とします。

承諾が必要な項目

「承諾が必要な項目」を含む提案は、提案そのものが評価されません。
ただし、全地方整備局(港湾空港関係)において、過去、承諾願を提出し承諾されたものは除く。

■ オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(R5.3)

<https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/file/business/img/r0503.pdf>



2-8 「オーバースペック等」の一部項目の見直し(2/2)

■建設業団体との意見交換による要望と総合評価落札方式における技術提案の状況を反映

- オーバースペック等の理由により評価しない項目事例の中には、生産性の向上や働き方改革に資する技術等が含まれているとの意見を反映。
- 相当程度一般化した施工上の工夫を「標準的項目」に追加。

1. 下記の項目を「標準的項目」に追加する 対象:全浚渫工事

見直し理由)近年の浚渫工事における「工事目的物の性能・機能の向上に関する項目」についての指定テーマ「確実に効率的な浚渫方法・施工管理に関する工夫とその効果」に対する提案において、すべての競争参加者が当該工夫に類する提案実績が見られたことから相当程度一般化したと判断したため。

標準的項目

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
171	浚渫・床掘	標準的項目	スイング掘削方式に関する提案	スイング拡幅掘削方式による掘削レーン幅の拡幅による浚渫作業の効率化	
172	浚渫・床掘	標準的項目	汚濁防止柵の中間拡幅柵に関する提案	中間拡幅柵による掘進幅の拡幅による浚渫作業の効率化	

2. 下記の項目を「オーバースペック等」とせず提案を評価する試行を継続

オーバースペック

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
11	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの規格に関する提案	規格の大小に関わらず規格に関する提案	
12	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの形状に関する提案	密閉バケットや平バケット等を用いる提案	
13	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットに付属物を付ける提案	調整ユニット等による余水の低減	

承諾が必要な項目

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
108	コンクリート	承諾が必要な項目	コンクリートの養生方法		



(参考) 「オーバースペック等」の一部項目の見直し

No	スイング掘削														汚濁防止枠(中間拡幅枠)設置														
	A者	B者	C者	D者	E者	F者	G者	H者	I者	J者	K者	L者	M者	提案率	A者	B者	C者	D者	E者	F者	G者	H者	I者	J者	K者	L者	M者	提案率	
1	●	●	●	●	×	-	-	-	-	-	-	-	-	80%	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	
2	×	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	88%	×	●	●	●	×	●	●	●	-	-	-	-	-	75%	
3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	100%	●	×	●	●	●	×	×	●	●	●	●	-	-	75%	
4	●	●	×	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	88%	●	×	×	●	×	×	●	●	-	-	-	-	-	50%	
5	×	●	●	●	×	●	●	●	-	●	●	-	-	75%	×	×	●	●	×	×	●	●	-	●	●	-	-	50%	
6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	100%	●	×	●	●	●	●	×	●	●	-	-	●	-	75%	
7	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	-	100%	●	×	●	●	●	×	●	●	-	-	●	●	-	75%	
8	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	●	100%	●	×	●	●	×	×	●	●	-	-	-	-	●	67%	
9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	●	-	100%	●	×	●	●	●	×	×	●	●	●	-	●	-	75%	
10	●	●	●	●	●	●	●	×	-	-	-	-	●	89%	●	×	●	●	×	×	●	×	-	-	-	-	●	56%	
11	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	100%	●	×	●	●	×	×	●	-	-	-	-	-	-	57%	
12	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	100%	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	100%	
※JVの場合は、代表者+構成員を1者として提案率を算出。														93%															71%

過去5カ年の浚渫工において、品質を求める「確実に効率的な浚渫方法・施工管理に関する工夫とその効果」に対して、「スイング掘削」については、ほぼすべての競争参加者から当該工夫に類する提案実績が見られた。

また、「汚濁防止枠(中間拡幅枠)設置」については、令和4年度末に「土運船の前方係留」に関する工夫を標準的項目へ移行したところ、すべての参加者から提案されている状況。



3. 入札契約制度における「風通しの良い」 発注者・受注者の双方向性の確保に向けて



3-1 技術提案の効果確認の取り組みについて (1/3)

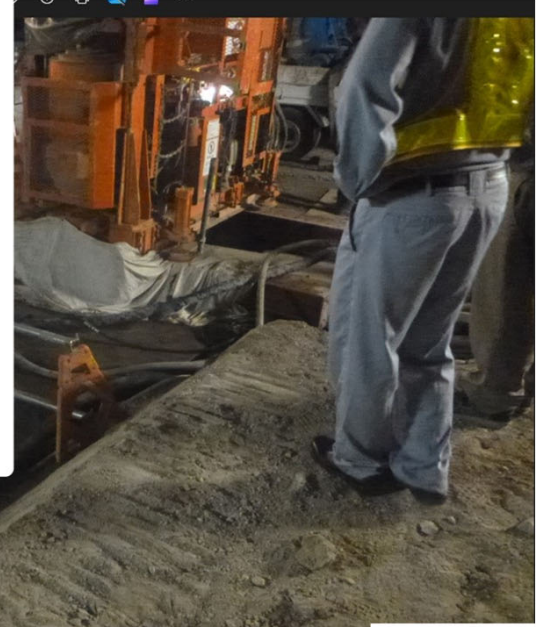


3-1 技術提案の効果確認の取り組みについて (2/3)





3-1 技術提案の効果確認の取り組みについて (3/3)



—22—



3-2 各種業界団体との勉強会の開催



海洋調査協会との勉強会の模様（令和6年3月6日開催）

—23—



(参考) 令和6年度 港湾空港関係工事のタイプ別配点について

工種	タイプ	総合評価対象					売上実施企業に対する加点	備考
		企業能力等	技術者の能力等	地域・貢献等	その他	合計		
施工能力評価型	II型	総合評価対象 40(30)					3(2)	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
		企業能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)				
	II型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30				2		
		企業能力等 20		地域・貢献等 10				
	I型	競争参加資格対象 施工計画 (可・不可)	総合評価対象 40(30)				3(2)	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
			企業能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)			
	I型 (通信設備チャレンジ型)	競争参加資格対象 施工計画 (可・不可)	総合評価対象 30				2	
			企業能力等 20		地域・貢献等 10			
	I型 〔施工計画重視型〕		総合評価対象 40				3	※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事への適用を想定。 斜体は作業船を使用する工事の場合
			施工計画 20 20	企業能力等 8 7	技術者の能力等 8 7	地域・貢献等 4 6		
I型 〔施工計画重視型〕 (地元企業活用審査型)		総合評価対象 40				3	斜体は作業船を使用する工事の場合	
		施工計画 20 20	地元企業の 工事成績等 3 3	地元企業の 活用状況 3 3	企業能力等 6 5	技術者の能力等 6 5	地域・貢献等 2 4	
I型 〔施工計画重視型〕 (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)		総合評価対象 40				3	※ 海上・陸上工事を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	
		施工計画 30	企業能力等 2	技術者の能力等 4	地域・貢献等 4			
技術提案評価型	SII型	総合評価対象 50					3	
		技術提案 30	企業能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4			
	SII型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					4	
		技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4	
	SII型 (地元作業船活用審査型)	総合評価対象 50					3	
		技術提案 30	企業能力等 8	技術者の能力等 7	地域・貢献等 5			
	SII型 〔チャレンジ型〕	総合評価対象 40					3	※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。
		技術提案 36	企業能力等 2	技術者の能力等 2				
	SI型	総合評価対象 60					4	※ 技術提案評価型(SI型)においては、地域精進度・貢献等の評価は設定しない。
		技術提案 40	企業能力等 10	技術者の能力等 10				
SI型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					4		
	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業能力等 10	技術者の能力等 10			
S型・WTO	総合評価対象 60 技術提案 60					4	W LB I	
A型	総合評価対象 70 技術提案 70					4	W LB I	